

兵庫県病院薬剤師会東播支部会則（案）

（総則）

第1条 本会は兵庫県病院薬剤師会（以下、兵病薬と略す）東播支部と称し、東播地区の病院・診療所に勤務する薬剤師及び特別会員を以って構成する。

（目的）

第2条 本会は病院・診療所勤務薬剤師及び賛助会員の研修・業務連絡を行い、併せて相互の親睦を深めることを目的とする。

2 本部主催の研修会・行事には全面的に支援協力し、支部活動の一環として取り組むものとする。

（会議）

第3条 総会は年1回開く。

2 別に定める支部幹事で年数回程度幹事会を開く。

3 研修会は総会を含め年4～5回開くことを原則とする。

（役員）

第4条 本会には支部長1名を置き、本部より要請の人数の代議員と予備代議員、文化委員2名、学術委員1名、教育研修委員3名、情報委員2名、DI委員1名、編集委員1名、先進的薬剤業務特別委員 2名、中小病診・療養・精神対策委員1名、災害薬事委員3名を以て構成する。

2 支部内役員として、支部長が委嘱する幹事、監査及び会計を置く。

（任期）

第5条 役員の任期は2年とする。（ただし、再任は妨げない。）

（会費）

第6条 会費は1ヶ年1,000円とする。ただし、既納の会費は返還しない。

（その他）

第7条 本会の経費は会費及び兵病薬からの交付金を以ってこれにあてる。

2 会費の納入が年度内に行われない場合は支部会員資格を失う。

3 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

附 則

この会則は、令和6年7月1日から施行する。

この会則は、令和7年7月1日から施行する。

この会則は、令和8年4月1日から施行する。